

野々市市障害児保育事業 対象児童及び加配職員の変更について

	現 行	改 正 (案)
対象児童	市内保育園・こども園に在園しており、保育要件のある児童。 集団保育が可能で、日々通所出来る児童（2、3号児童）	市内保育園・こども園に在園するすべての児童。 集団保育が可能で、日々通所出来る児童 （こども園在園 1号認定児童） （2、3号児童）
加配職員	保育士 保育教諭 ※こども園においては保育教諭とする	保育園、こども園に限らず下記資格を持つ者 保育士 保育教諭 幼稚園教諭 看護師 (保育所等に継続勤務経験あり)